毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和７年７月11日
金　曜　日

第5399号

目　　次

規　　則
○富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則　1

規　　則

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年７月11日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県規則第47号

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

附則第５条中「0.80パーセント」を「1.00パーセント」に改める。

別表第３の１の項から４の項までの規定中「0.80パーセント」を「1.00パーセント」に改め、同表の備考⒀中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第３の備考⒀の改正規定は、令和８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金に係る貸付利率については、なお従前の例による。

（地域産業振興室）

令和７年７月11日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番